

平成30年度第1回 大阪府障がい者施策推進協議会
意思疎通支援部 手話通訳ワーキンググループ 議事概要

日 時：平成30年8月3日（金）10:30～12:40

場 所：大阪府庁新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース5

出席委員（五十音順・敬称略）：

- ・飯泉 菜穂子 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立民族学博物館
人類基礎理論研究部日本財団助成
手話言語学研究部門特任教授
- ・武居 渡 金沢大学 人間社会研究域学校教育系 教授
- ・長宗 政男 大阪聴力障害者協会 役員【座長】

議題1について

○事務局

- ・議題1の説明。

議題2について

○事務局

- ・議題2「(1) 手話通訳者養成講座・登録試験のあり方の見直し」の説明。

○座長

- ・受託事業の状況について説明。
- ・手話通訳者の登録試験は、全国統一試験の採用を府に提案した経過がある。統一試験を養成講座の修了試験に位置付け、その上で府としての従来の登録試験を実施しようというもの。
手話通訳士の位置付けとして、統一試験の合格者を対象としている県もある。
- ・登録手話通訳者でも、手話通訳士の試験には不合格となることがある。登録試験と手話通訳士試験には齟齬があると、不満を持っている人もいる。
- ・他府県の登録者で府に転入してきた者については、転入前の県で受講した養成講座のカリキュラム等に照らし、府の講座のうち、必要なものだけ受講させる。
- ・養成講座の講師は、大聴協の独自かつ任意の講師団を組織している。

○委員

- ・講師の技術を磨く研修は、とても大事。手話言語学の知識や技術、教える際に役立つものでなければならない。石川県では取組みを実施している。
- ・養成に係るコストは莫大にもかかわらず、登録試験に合格しない。

養成は税金にて運用されている。これは変えないといけない。

- ・養成の対象は若い人をターゲットにすべき。若い人をつぶさないように。

○座長

- ・府は奉仕員を養成の対象にしているため、若返りが難しい。

○事務局

- ・奉仕員を対象としているのは、府の独自ルールではない。
- ・また、府は、奉仕員を養成の対象とはしていない。
受講のための試験を合格した者が受講対象である。

○委員

- ・養成講座について、国の方針や府、市町村の状況を確認したい。
- ・東京都の事例は独自のもの。
- ・大阪府内の市では独自の登録試験をしているのか。

○座長

- ・門真市はやっている。

○事務局

- ・門真市が実施しているのは、市の非常勤職員として手話通訳を行う者の採用試験だ。

○委員

- ・府の講座の実態は、どうなっているか。

○事務局

- ・参考4について説明。

○委員

- ・若い人がいいのは当然だが、手話通訳者としての長い経験も必要とされてきた。
- ・東京都は市・区でも手話通訳者を育てている。また、東京都の通訳者は「手話通訳士有資格者+登録試験合格」した者であり、高い専門性を有している。
- ・府の養成講座の受講者のレベルはどうか。

○座長

- ・初級講座受講の前には判定試験を実施している。

○委員

- ・受講者のレベルを知りたい。

○座長

- ・奉仕員としての相当の経験を有する者。

○事務局

- ・実際には、明確ではない。

○委員

- ・ターゲットとする受講者のレベルを確認しないとしない。
- ・その上で考えるべきこともある。
- ・どのレベルをターゲットとするのか。

○座長

- ・特に高い専門性のある手話通訳者の養成が目標である。

○委員

- ・登録試験の合格率が低い理由として、3点挙げられる。
 - ①受講者のレベルが低い
 - ②講座の内容がよくない。
 - ③試験問題が難しい。
- ・①は受講生のレベルを絞り込むべき。
- ・②は深めた講座内容をする等、考え直すべき。
- ・その上で、③を考えるべき。

○事務局

- ・現状を説明（受講者は各クラス 20 名でよいか）。

○座長

- ・20 名でよいが、東京都の講師は、どう選んでいるのか。

○委員

- ・東京都は、指導者養成コースを実施している。
- ・20 名は、個人的に多いと思う。

○委員

- ・A 県は、1 クラス 10 名程度。

○委員

- ・専門性の高い手話通訳者を養成するのには、**20**名という規模では、きっちり指導し、きっちり技術を習得させるのは難しい。
- ・特に高い専門性のある手話通訳者の養成を目指すのであれば、受講者数を絞っていいと思う。

○座長

- ・国にも「特に高い専門性」の基準を出せと言っているが出てこない。

○委員

- ・国ではなく、府と大聴協で考えればよい。

=====

○事務局

- ・議題2「(2)手話通訳者の登録・派遣の見直し」の説明

○座長

- ・手話通訳派遣コーディネーターの役割が重要。現在は、コーディネーターの事務負担が大きいため、環境づくりが必要。
- ・また、かつて「補」の制度があったが、OJTとかつての「補」の整理が必要。高齢のろう者のために、高齢者対応も「特に専門性の高い」に認めてほしい。

○事務局

- ・コーディネーターは、国と協議し、国基準以上に情報提供施設運営費補助金を支出しており、すでに十分に対応済み。また、負担が大きいというが、派遣ニーズは決して多いとは言えない。
- ・「補」については、試験不合格者救済措置であり、OJTとは、明らかに一線を画している。すでに整理済み。

○委員

- ・派遣状況が少ない。府制度と団体独自の制度の違いはなにか。
- ・また、通訳者は異なるのか。

○座長

- ・実施主体が異なる。通訳者は府制度で派遣する場合でも、団体独自の派遣制度で派遣する場合でも、結果的に同一人物のこともある。
- ・国の制度の派遣対象外の部分を団体が派遣している。

○委員

- ・コーディネーターは、府の制度派遣を行うのも、団体の独自派遣を行うのも同一人物か。

○座長

- ・同一人物。

○委員

- ・府制度での派遣件数が少ないのは、団体独自の派遣制度を利用するからなのではないか。また、府制度の派遣と団体の独自派遣のものを兼ねているのであれば、コーディネーターは現状で十分であり、対応不要。

○座長

- ・府の派遣要綱が厳しい。

○事務局

- ・かつては厳しかったが、平成29年度に要綱改正し、現状、法律以上の縛りは全くない。指摘は全くあたらない。
- ・そもそも、法律上のしびりが厳しいというのなら、理解できる。
「特に専門性の高いもの」について、職場と学校などの反復継続性のある場を除外していることが、厳しいとも考えられる。この点、議論の余地がある。

○委員

- ・登録者数と派遣の数のバランスが取れていない。

○委員

- ・派遣のニーズが少ないのは、なぜか。

○事務局

- ・市町村が実施するいわゆる日常生活レベルのニーズについては、手話通訳者の派遣件数はある程度多い。

○委員

- ・民博の講演会は要綱の対象か。

○座長

- ・対象である。

○事務局

- ・団体等による代理申請を認めれば、件数は増えるだろう。

○座長

- ・手話の通じにくい高齢者の手話を読み取り、手話を伝えるのも、特に高い専門性だ。府の派遣対象とするべきだ。

○委員

- ・特に高い専門性は、技術だけではなく、要件の内容も含まれる。

○委員

- ・「特に高い専門性」と「専門領域」は全くの別物。
通訳者の専門性が求められている。

○委員

- ・府と団体、それぞれの通訳者の育て方を考えるべきでは。

○座長

- ・現状はそれぞれ、分けられている。

○事務局

- ・団体としての手話通訳者の養成確保は、WGの議論の対象外だ。
- ・とはいえ、現在の民間立の聴覚障がい者情報提供施設の機能は、H32年からは府立施設の機能となる。
- ・とはいえ、府としての人材養成は、「特に高い専門性」に絞られる。
- ・以上を踏まえて、この検討はH32年以降も踏まえたものである。

○事務局

- ・本日のこれまでの議論を踏まえれば、まず、講師のあり方については、見直しを進める。さらに、講座についても、①受講生のレベルを絞り込む、②講座内容についても見直す、その上で、③試験についても見直す。
- ・講座については、初級・中級・上級のそれぞれの講座のターゲット・目的の明確化が必要。
- ・この点、東京都は初級・中級・上級の枠組みを活用して、それぞれのターゲットを明確化している（初級＝○○、中級＝●●、上級＝○○）。
- ・府としても、今日の議論を踏まえて、東京都の取組も参考にしながら、初級・中級・上級のそれぞれの講座のターゲット・目的の明確化を図っていく。

○委員

- ・東京都の講座や登録試験の状況をもっと詳しく把握してはどうか。

○事務局

- ・そのようにする。
- ・(2)については、特に反対意見もなかったので、これをさらに深掘りする。
- ・次回ワーキンググループまでに委員各位と事務局案をベースに事前調整を何度か行い、それを基にして、次回ワーキンググループで方針をまとめる。
- ・次回は11月を予定。

○座長

- ・本日の議論の内容について、団体として承知しているわけではない。
- ・団体とはしっかりと調整されたい。

○事務局

- ・了解した。しっかりと調整していく。

○座長

- ・お願いします。

以上